

# 安全保障法制（戦争法案）成立に反対する地公労声明

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認など、従来の憲法解釈を一方的に変更した昨年7月の閣議決定に法的根拠を与えるため、5月14日、安全保障法制（戦争法案）を大改悪する法案を閣議決定した。

この「戦争法案」が万が一成立すると、戦後の日本が、憲法9条のもと抑制的な「専守防衛」に徹してきた安全保障政策を根底から覆えすことになる。安倍首相の「積極的平和主義」の考え方のもと、「自衛」のみが自衛隊の武力行使の条件だった従来の規定を改め、「他国の防衛」であっても武力行使ができるという方針が盛り込まれた。また、米軍とともに世界中どこへでも自衛隊を展開し、戦闘に協力する方針が打ち出された。

これらにより、日本が戦争に参加し武力行使する危険性が一挙に高まる。戦後日本の自衛隊が戦闘で他国の人を一人も殺さず、日本人が一人も殺されなかった歴史に終止符を打つことがあってはならない。

戦時中、私たち地方公務員は、政府日本軍に加担せざるをえず、行政職員にあっては一家の大黒柱であった父兄に「赤紙（召集令状）」を交付し、教育職員にあっては未来ある「教え子たちを戦場」に送り出した。

このことにより、どれほど多くの県民の人生を狂わせ、苦しみを背負わせたか計りしれない。そして、70年たった今でもその自責の念にかられ、苦しむ私たちの先輩もいる。

もし今後、戦争法案が成立するようなことになれば、私たち地方公務員は70年前と同様、戦争に加担させられることは明らかである。

私たちは、憲法解釈を極限までねじ曲げ、日本を「戦争する国」に変えようとする戦争法案を断じて認めることはできない。

地公労は、平和憲法を擁護し、二度と再び戦争に加担させられることがないように、あらゆる団体や県民と連携して戦争法案を廃案にするため、全力で取り組むものである。

2015年6月7日

NO! 「戦争する国」生かそう！平和憲法6・7県民大集会

長野県地方公務員労働組合共闘会議

（長野県地公労共闘会議：長野県職員労働組合、長野県教職員組合、  
長野県高等学校教職員組合、長野県企業局労働組合）